

奈良県告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和二年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和二年十一月九日現在の地番による。）
香芝市畑四三五番一及び四三八番一の各一部
- 二 申請者氏名 高栄ハウジング株式会社 代表取締役 溝口栄一
- 三 申請者住所 橿原市曲川町六丁目一二番七号
- 四 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三四・〇メートル
- 六 指定年月日 令和二年十一月二十五日
- 七 指定番号 高土第R〇二〇一号